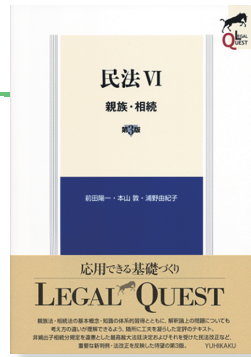


民法Ⅵ 親族・相続〔第3版〕

前田陽一 = 本山 敦 = 浦野由紀子

2015年4月発売/490頁/本体2700円+税



編集
担当者
から

本書は、親族法・相続法の基本的な事項について幅広く体系的に理解することをめざし、制度趣旨からいねいに説き起こし、要件・効果を明確に記述した、定評のテキストです。嫡出推定や認知に関する最高裁判決、ハーグ条約の締結を受けた国内の対応、といった重要な動きを受けて、このたび第3版を刊行しました。

今回の改訂にあたっては、『民法判例百選Ⅲ 親族・相続』に掲載されている判例をすべてとりあげ、また、注目される下級審裁判例についても、理論的に位置づけています(本書では、延べ476件の判例を扱っています)。また、司法試験の出題にも目配りしたほか、社会の動きもフォローするなど、内容面でのいっそうの充実をはかりました。併せて、より正確でわかりやすい説明へと、表現の見直しも行っていきます。

学部での一段高度な学習や、司法試験受験に向けた知識の整理等、本書を大いにご活用ください。(Z)

Point!

P

多角的な学習を可能とする「判例」と「Column」が満載!

第1編 第3章 継子

できないとした。
【判例】最高裁は、「YはXとAとの婚姻が成立した日から200日を経過した後にAが産出した子であるところ、右事実関係によれば、Xは、Yの出生する9箇月余り前にAと別居し、その以前から同人との間には性交渉がなかったものの、別居後Yの出生までの間に、Aと性交渉の機会を有した」などの事情があり、「XとAとの間に婚姻の実態がないことが明らかであった」とまではいえないから、Yは実質的に民法772条の推定を受けない嫡出子に当たるとはいえない」と判示した。

【判例】最高裁は、「夫と妻との婚姻関係が終了してその家庭が崩壊しているとの事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然に欠けるものではないから、右の事情が存在することをもって、嫡出否認の訴えを提起し得る期間の経過後に、親子関係不存在確認の訴えをもって夫と子との間の父子関係の存否を争うことはできないものと解するのが相当である」と判示した。

これらの事件で、最高裁は外観説、すなわち別居などによる性交渉の不存在をもって、嫡出推定が可能になるというように、緩やかに判示している。> 128

第2節 実子

って明らかになっているという事実関係のもと、子(実質的には元妻)が元夫と子との間の親子関係不存在を求めるという2つの事実が発生した(裁判平成26・17民集68巻6号547頁【札幌事件】<判例百選>、裁判平成26・17判時2233号21頁【大阪事件】)。

【判例】最高裁は、夫Yと同居中、男児と性的関係を持ち、X女を出生した。YがAに産の子を産むところ、AはYの子でないと答えた。しかし、Yは、XをYA間の長女として出生を届け出て、自らの子として監護養育し、嫡出否認の訴えを起さなかった。約1年後、YAは、Xの親権者をAと定めて離婚した。XはABと共に生活をjしている。私的なDNA鑑定の結果によれば、BがXの生物学上の父である確率はほぼ100%である。そこで、X(法定代理人)が、Yを被告として、YX間の親子関係不存在確認訴訟を提起した。原審は、嫡出推定が排除されると解して、親子関係不存在確認訴訟の提起を認め、YX間の親子関係不存在を確証した。Yが上告変理を申し立てた。

【判例】最高裁は、「夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である事ので確認されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然に欠けるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同(一民法772)条による嫡出の推定が及ぼさるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該子関係の存否を争うことはできないものと解するのが相当である」と判示して、Xの訴えを却下した。

最高裁は、同日付の大阪事件でも同様の判示をした。最高裁は、血縁説を否定し(「科学的証拠により明らか」)、家庭裁判所も否定し(「夫と妻が既に離婚して別居」、新家庭形成も否定して(XはABと共に生活している))、外観説を維持したことになる。5名の裁判官のうち2名が反対意見を述べたなど、難しい判断であった。DNA鑑定(の「安易な」利用の問題など、本判決が提起する問題は多岐に及び、かつ、深刻である)。

Column 性別実質と嫡出推定

性別一性実質 (GD) に対する法的対応として、一定の要件のもとに、男性から女性へ、または、女性から男性へ、性別の取扱いの変更が認められている(性別同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律[平成15法111号])。性別の取扱いの変更を受けた者は、新たな性別に変わったものとみなされる(同法4